

## 事例紹介 都市公園整備の状況

# 市街地に隣接する緑の宝庫・上山公園

長崎県諫早市

諫早市の上山公園は、本市の市街地に隣接し、極めて自然性の高い面積120.3haの総合公園である。本公園は、通称諫早公園と郷土資料館、及び上山から成り、本公園の北西部に位置する御館山と共に市街地中央部の貴重な緑の宝庫として市民に利用されている。

本公園は昭和32年に都市計画決定され、その後いくつかの計画変更を経て、昭和48年には全体的見直しのため「諫早市上山公園基本計画」が策定されている。その後も計画・整備が進められてきたが、昭和61年度に策定された諫早市基本構想「いさはや未来21世紀」を上位計画として、市長より田園文化推進委員会の中の上山公園分科会に上山公園の利用計画のあり方について諮問がなされた。これに基づき、分科会では、利用計画策定の基礎資料とするため、昭和63年度から3か年の計画で、生態系調査を「上山公園生態系基本調査団」に委託するに至っている。

以下の資料は、諫早市都市計画課の提供資料から抜粋しとりまとめたものである。

### 1. 沿革の概要

上山公園（諫早公園）は、代々諫早家によって管理された地域で、上山は諫早家の留山として、また、諫早公園の地は高城の本丸として機能していた。

高城は諫早家の治世の前代の西郷氏（西郷石見守尚善）によって戦国時代に築城されたもので、周囲1kmの独立丘陵を利用しており、

南に位置する上山と一体として重要な役割りを果たしていた。

さらに、この独立丘陵には、ヒゼンマユミ（明治39年千葉常三郎発見、大正2年牧野富太郎学会発表）、ミサオノキなどの暖地性の樹叢が自然の状態で自生していることにより、昭和26年「諫早市城山暖地性樹叢」として国の天然記念物に指定された。

この上山公園（諫早公園）は、前述したように諫早家によって維持・管理がなされていたが、大正7（1919）年に至って北高来郡内の有志が諫早家の賛同を求めて公園として整備をしたもので、整備に関しては郡内の青年男女の賦役によりなされたものである。

また、昭和33年4月には諫早市が大公園計画のもとに丘陵地120.3haを諫早家より取得し整備がされた。同公園は、市街地にある公園としては珍しくアカマツ、クス、シイなどの自然林に覆われ、小さな動物たちが棲息する公園として、また学習の場・憩いの場として親しまれている。

### 2. 設計基本方針（昭和48年12月、抜粋）

昭和48年は、わが国に公園制度が制定されて丁度百年に当たる。わが国の公園も百年間に於いて種々の変化、発展を示して今日に至った。

明治6年太政官布達第16号によって、初めて公園が設けられた時は、公園地は国有地とし国が管理するのが原則であったし、その目

的及び土地の選定は名所、旧蹟等「從來群集遊覧の地」をそのまま公園としたものであつた。

その後明治中期に至って、都市が発展するに従い、公園の計画的配置ということが考慮

され、続いて欧米の公園の紹介によって欧米風の公園の造成が行われるに至った。

この公園の計画的配置ということは、都市計画の一環として公園を計画し設置することであって、大正8年の都市計画法の制定以来

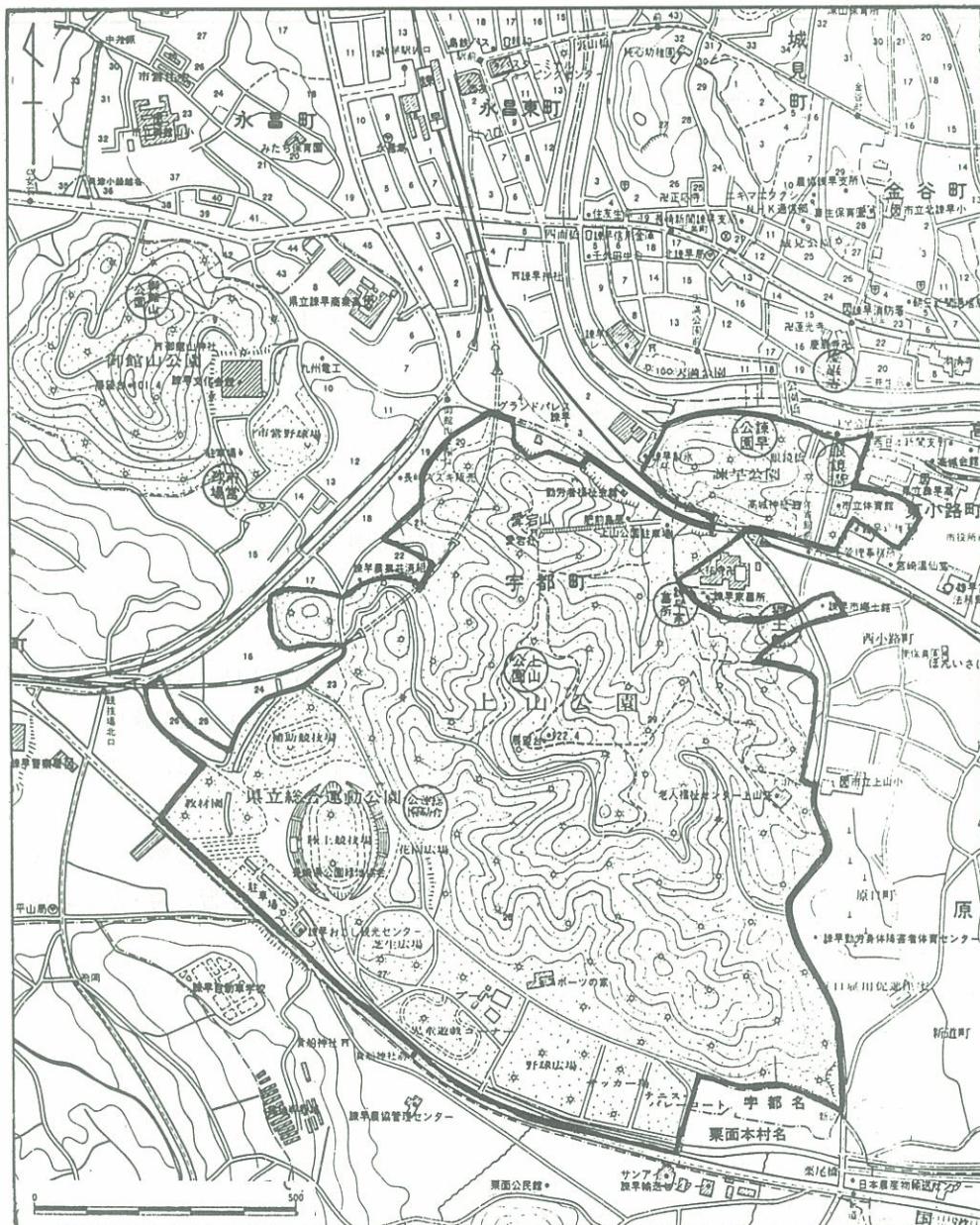


図-1 上山公園周辺の概況

全国に公園が比較的計画的な配置がなされて来たのである。

この間、公園の目的は種々変化した。それは時世に応じ、社会の要求によって公園の機能の一つが強調されたのであって、凡そ公園の必要性はその時々の公園の機能の理解によって支配された。

公園の機能は、一つはその利用ということ、他の一つは存在価値ということであることは定説である。利用ということの主目的は住民のレクリエーションであって、このレクリエーションには、散歩、観賞、運動、遊戯、スポーツ等すべての屋外レクリエーションを含むものであり、その中で時代により、住民の希望により、散歩、休養、教養等の静的レクリエーションが主体となった公園もあり、また運動スポーツを中心とした運動公園または運動場等が出来上がっていった。

他の公園の機能は存在価値であって、これはその土地を住民が中に入つて利用しなくとも、そのスペースがもつ空間性及びその土地に生育する植生等によって、広くはその都市、直接的には隣接区域の生活環境を保全し改良することを意味する。この機能は自然の保全、空気の浄化、塵埃の防除、温度及び湿気の調節、日射の確保等公害の防除に役立つと共に、その空間性は精神的に教育的、審美的効果を人々に与えると同時に、非常災害等の避難の場所となるものである。

この存在効用については近来自然保全の運動が起こるにつれてわが国でも漸く一般に認識せられるに至ったのである。

一般に公園はこの利用及び存在の両価値を発揮せしめる計画がなされ、単独の機能或は両機能を複合するよう計画及び設計がなされ

るのが普通である。この場合公園の設計は、計画の公園の位置、面積及び地形及び他の公園の性格等に支配されるのが原則である。

規模の小さい面積の公園の中に、各種の公園機能を盛り込むのは、折角の公園地の機能を失うものであり、また地形を無視した設計は自然の災害を伴うばかりでなく、個別の植生を失つて却つて全体の効果を抹殺してしまう結果を生ずる。

尚、もう一つの計画に当たつての重要な要素は、敷地のもつ歴史性である。このことは、近來欧米で行われている「ランドスケーププランニング」と称せられる計画の中で重視されるものであつて、公園計画に当たつては、地形、地質及び気候並に植生、動物等の生成史及び長年月にわたるこれらと人間とのかかわりあいを考慮することである。このことは郷土史と関係もあり、また将来出来上つた公園と住民との接触において重要な関係を生ずるからである。

諫早市上山公園の基本計画を立案するに当たつては、以上の観点にたつことが重要である。従つてこれを具体的に検討すれば次のことがいえる。

都市計画決定公園区域は県営総合運動公園を含み、面積114haであり、このうち上山公園分は面積約80haである。

よつてこの公園は自然の地質、植物、地形を尊重することが第一であつて、この区域内に大規模の平地を要する施設を設けることは既存の自然及びランドスケープを破壊することとなる。従つてこの公園の本質は利用本位よりも存在価値に重点をおくべきものである。

また、この公園の位置が将来市街地の一角を占め、附近住民の防風防災的要素をなすと

共に、また歴史上古来から旧藩主の所有であつて諫早の象徴として考えられていることから当然と考えられるものである。

次に公園としての利用を考えると、スポーツ等の施設は県営公園が隣接しているので、これらを設ける必要はない。但し、この公園を市民に親しみやすくするためには、この公園内を散歩する園路、休憩所等を適当に設けると同時に、新たに樹木を補植すべきものとして市民或いは観光客の便を計るべきものと考えるものである。

尚、園路及び休憩所等人工的施設を施す場合には、できる限り地形及び附近の自然に調和するよう心がけるべきである。

### 3. 上山公園生態系基本調査中間報告書（平成元年2月、抜粋）

長年の市民世論の経緯を含め、歴史的経過を経てきた諫早市のシンボル的上山公園は、都市公園としての多目的機能の活用整備のあり方が重要視され、現在、田園文化推進委員会・上山分科会に諮問審議中である。

これらの審議に当たっては、上山の環境調査が必要とされ、第三次諫早市勢振興基本計

画第6章「人間としての全面発達を促す教育・文化・スポーツ・レクリエーション計画」の項でも、当該調査の実施の必要性を記述しているところである。

この調査実施に当たっては、民間コンサル等に調査委託した場合は膨大な費用を要するものであるが、幸い、国立少年自然の家が昭和60・61年度に実施した「国立少年自然の家の周辺における自然環境調査」の実績をもつ学識者グループからの調査事業実施協力の申し出がなされたことにより、市との共同作業として委託事業実施するものである。

尚、調査活動実施の際は、地元児童生徒等の自然体験学習活動も併せて実施協力していく旨、上山校区青少年健全育成会からの申し出もあり、市民参加の自発的行動と児童生徒の自然体験学習活動並びに都市公園に対する愛護意識の高揚をもくろみ、市民活動の育成支援とその調査結果の貴重な財産としての活用を期待するものである。

(諫早市都市計画課提供資料を当協会で要約、要約者 古賀照久)

